

スタート

□ヒトを対象としない研究（動物実験や遺伝子組み換え実験などの研究と、医療行政や体制、働き方改革や医師のインセンティブ、病院間連携、医療倫理、医療安全、医工連携、医学教育、災害対策、研究デザイン策定などの医療行政やシステムに関する研究）である

No

Yes

□あらゆる種類の治験

□特定臨床研究である

□ヒトES細胞, ヒトiPS細胞, ヒト組織幹細胞を利用した再生医療に関係した臨床研究である  
□ヒトES細胞, ヒトiPS細胞, ヒト組織幹細胞を利用した基礎研究である  
□ヒトの遺伝子治療に関する研究である

□侵襲(軽微な侵襲を含む)を伴う研究または介入を行う研究  
□ヒトゲノム・遺伝子解析研究

□観察研究である

□カテゴリ-A-Dに該当しない症例報告

Yes

Yes

Yes

Yes

Yes

**カテゴリ-S**

□治験関連法に則った対応が必要である。

**カテゴリ-A**

□「特定臨床研究」に相当する研究の場合には、「臨床研究法」が求める対応が必須で、厚生労働大臣の認定を受けた認定臨床研究審査委員会の意見を聴いた上で、実施計画を厚生労働大臣に提出することが義務付けられている

**カテゴリ-B**

□ヒトES細胞, ヒトiPS細胞, ヒト組織幹細胞を利用した研究の場合には、基礎研究, 再生医療に関係した臨床研究のいずれにおいても厚生労働省ホームページの「再生医療について」を参照し、各施設での適切な対応の下に実施された研究であること。  
□ヒトの遺伝子治療に関する研究の場合には「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」3)を参照し、各施設での適切な対応の下に実施された研究であること。

**カテゴリ-C**

□「ヒトゲノム・遺伝子解析研究の倫理指針」が適応される研究においては、各施設の倫理審査委員会あるいはそれに準じた諮問委員会の審査に準じた施設長の許可と研究対象者・代諾者のインフォームド・コンセントが必須である。  
□侵襲(軽微な侵襲を含む)を伴う研究や介入を行う研究を実施する際には、参加する全ての施設で倫理審査委員会や治験審査委員会等での審査に基づく施設長の許可が必要である。対象者あるいは代諾者の文書によるインフォームド・コンセントが必須である。

**カテゴリ-D1**

□必ずしも文書によりインフォームド・コンセントを得ることを要しないが、文書によりインフォームド・コンセントを得ない場合には、必要な説明事項について口頭によりインフォームド・コンセントを受け、説明の方法および内容並びに受けた同意の内容に関する記録を作成しなければならない。  
□インフォームド・コンセントを得ない場合には、オプトアウトの機会を保障しなければならない。

**カテゴリ-D2**

□人体から取得された試料を用いる場合は、必ずしも文書によりインフォームド・コンセントを得ることを要しないが、文書によりインフォームド・コンセントを得ない場合には、必要な説明事項について口頭によりインフォームド・コンセントを得て、説明の方法および内容並びに受けた同意の内容に関する記録を作成しなければならない。  
□インフォームド・コンセントを得ない場合には、オプトアウトの機会を保障しなければならない。

**カテゴリ-E**

□症例報告では個人情報保護法および関連法令等を遵守しなければならない。

注1: 解析結果が提供者およびその血縁者の診療に直接生かされることが医学的に確立されている臨床検査（EGFR 遺伝子変異, ALK融合遺伝子, ROS1融合遺伝子など）や、それに準ずるヒトゲノム・遺伝子解析、体細胞変異にかかわる研究はカテゴリ-Cから除外する。

注2: 症例報告は10例までとする。